

広島市における公文書の保存

広島市公文書館 近藤 憲男

公文書館における公文書の保存を論ずる前に、市の文書管理の問題に触れねばならない。文書管理、特に文書の保存管理については、私の知る限りでは、どの市でも堂々と『規程違反』を行っている。しかも、「仕方ないですね。」の一言で割り切っている。ほんとうにどうしようもないのか。結局は、そのツケが公文書館へ回り、市民へのサービスが十分提供できない。

「文書主義の原則」で仕事をしている市役所では、膨大な量の公文書が作成され、保存されているはずである。私の推定では、広島市の市長部局だけでも、保存文書量は少くとも一万二、三千箱（ダンボール箱）には達するのではないかと思われる。ほとんどの公文書は、それを作成した課の倉庫に保存されているが、日々刻々と動いていく行政を遂行する現場にとって、公文書の保存管理は、手間ヒマのかかる、できることなら手をかけずにそっとしておきたいぐらいの、とてもやっかいな代物である。用済みの公文書は、それだけでなくも忙しく狭い事務室を占拠する邪魔物として、暗い倉庫の片隅に押し込められてしまう。公文書は、積極的に保存されるのではない。また、事務能率の向上のエースとして登場したファイリング

システムも、その素地のないところへイレモノだけ真似た形となり、システムとして機能が發揮されなかった。

図抜けた文書管理を行っていたわけでもない広島市だが、その広島市に公文書館が設置されたのは、昭和五十二年四月のことである。全国十番目の政令指定都市を目指して進めた周辺町村との合併の際に交した約束の一つに町史の編さんがあり、このために収集した資料の保存問題から公文書館が誕生したのである。また、御承知のとおり、昭和二十年八月六日に投下された一発の原子爆弾により広島市は焦土と化し、同時に、公文書をはじめとして諸々の資料も灰燼に帰してしまつたのである。そのため、合併町村に残されていた明治初頭からの公文書が、広島市の公文書の空白部分を埋め、広島市の姿を浮かび上がらせるために、是非必要となつたのである。

公文書館の発足事情から、公文書の引継ぎは、まず合併町村が保存していた旧村役場の公文書から始め、現在ではほぼ完了することができた。本庁の公文書の引継ぎは、これから本格化することになる。

ところで、公文書を集集する際に必ず問題となるのが、何を保存し、何を処分するかということである。この区別が実務上極めてむづかしいことは、既によく知られているが、公文書の急速な消滅が進行している広島市では、区別するより保存することが先決であるという観点から、すべての公文書を引継ぐことにしている。しかし、現状ではすべて引継ぐということは、事実上不可能と言わざるを得ない。なぜなら、文書管理主管課である総務課で保存している公文書は、市全体から見れば、ごく一部にしか過ぎないのである。このため、年一回、総務課と共同で、廃棄処分される公文書のチェックを行っているが、まだかなりの改善を要する。

しかし、それにもかかわらず、公文書館の書庫は、收容能力の限界に達してしまつた。収集基準、裏返せば廃棄基準をすぐに作成し、それに基づいて収集を行えば、収集量がダウンするかもしれない。だが、文書管理が確立されていない現状に照らせば、廃棄基準を示すことは、公文書館の自殺行為と言える。

いずれにせよ、公文書が作成され、廃棄されていく速度に応じて、すべての公文書を集集し、保存していくことは、不可能である。公文書の保存に当たつての最大の難問は、文書管理をいかにして確立し、限りある保存スペースに限りなき公文書をいかにして収めていくかという点にある。現時点では、公文書館は文書は何でも引き取ってくれるところだということを市職員に強く印象づけておく必要がある。保存スペースに余裕がないのだから、これは大変苦しいことであるが、これに耐えた時、初めて公文書館の価値が知られるのだと思つている。